

水第4号議案 横浜市水道条例の一部改正 及び 水第5号議案 横浜市工業用水道条例の一部改正

1 改正案提出の経緯

平成26年4月1日からの消費税率8%への引上げに伴い、水道料金等の改定を行うものです。水道事業と工業用水道事業は、企業会計として民間の事業者と同様に、一事業者として消費税の申告・納付義務があります。消費税は最終消費者が負担するという基本原則を踏まえ、円滑かつ適正に転嫁することとし、料金等の改定を行います。

2 改正の概要

(1) 水道条例

ア 水道料金

水道料金は、条例により算定した税抜の料金に1.05を乗じて得た額としています。今回の改正では、算出した額に乘じる率を「1.05」から「1.08」に改めます。

横浜市水道条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

第26条 料金は、使用期間1月につき次の表に定めるところにより算定した額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、使用期間が1月に満たない場合の料金は1月とみなす。

※ 料金算定の特例（使用期間が2月に満たない場合等の取扱い）を定めている第31条第1項第1号ア及び同項第2号アについても、条文中「1.05」を「1.08」に改めます。

【参考】消費税転嫁の影響（2か月あたりの水道料金及び下水道使用料）

単位：円

使用水量		現行（5%）	改正案（8%）	負担増額
30m ³	上水	3,498	3,598	100
	下水	2,646	2,721	75
	合計	6,144	6,319	175

※世帯平均使用水量 30m³/2か月

【経過措置】

消費税法等の規定により、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金で、以下のいずれかの条件を満たす場合は、旧税率（5%）が適用されます。

- ① 平成26年4月中に検針がある場合
（例） 前回検針日が2月20日で、今回の検針日が4月20日の場合
- ② 平成26年4月1日以後初めての検針日が5月中で、前回検針日から2か月以内の場合
（例） 前回検針日が3月20日で、今回の検針日が5月20日の場合

イ 水道利用加入金

水道利用加入金は、給水装置工事の申込時にメーターの呼び径に応じてお客さまに一定額のご負担をいただいているものです。今回の改正により、内税表記の水道利用加入金の額を、「1.05」を乗じた額から「1.08」を乗じた額に改めます。

横浜市水道条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現行〕

第34条の2 給水装置の新設工事及び改造工事の申込者は、次の各号に定める額を水道利用加入金として納入しなければならない。

- (1) 新設工事 メーターの呼び径に応じ次に掲げる額。ただし、メーターの呼び径が25以下の家事用の専用給水装置については、申込者が引き続き3年以上市内に住所を有する者である場合は、 $\frac{81,000 \text{ 円}}{78,750 \text{ 円}}$ とする。

メーターの呼び径	加入金の額
25以下	$\frac{162,000 \text{ 円}}{157,500 \text{ 円}}$
40	$\frac{1,377,000 \text{ 円}}{1,338,750 \text{ 円}}$
50	$\frac{2,106,000 \text{ 円}}{2,047,500 \text{ 円}}$
75	$\frac{5,022,000 \text{ 円}}{4,882,500 \text{ 円}}$
100	$\frac{8,586,000 \text{ 円}}{8,347,500 \text{ 円}}$
150	$\frac{19,440,000 \text{ 円}}{18,900,000 \text{ 円}}$
200以上	管理者が別に定める額

※ 共同住宅の給水装置工事について定めている同条第2項各号についても、条文中「157,500円」を「162,000円」に改めます。

(2) 工業用水道条例

工業用水道料金は、条例により算定した税抜の料金に1.05を乗じて得た額としています。今回の改正では、算出した額に乘じる率を「1.05」から「1.08」に改めます。

横浜市工業用水道条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現行〕

第30条第2項 毎月の料金は、次の各号に掲げる種類ごとに、当該各号に掲げる金額に月ごとの当該水量を乗じた額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 施行期日

平成26年4月1日